

（道府県固定資産評価審議会）

第四百一条の二 道府県に、道府県固定資産評価審議会を設置する。

2 道府県固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で道府県知事はその意見を求めたものについて調査審議する。

3 道府県知事は、次の各号に掲げる事項については、道府県固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。

一 道府県知事が定める第三百八十八条第一項の固定資産評価基準の細目に関すること。

二 第四百十九条第一項の勧告

4 道府県固定資産評価審議会の委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。

5 前項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。

（固定資産税に係る総務大臣の任務）

第三百八十八条 総務大臣は、固定資産の評価の基準並びに評価の

実施の方法及び手続（以下「固定資産評価基準」という。）を定め、これを告示しなければならない。この場合において、固定資産評価基準には、その細目に関する事項について道府県知事が定めなければならない旨を定めることができる。

2～4 「略」

現在、評価基準で都道府県知事に定めさせている細目は、総務大臣が提示平均価額を指示する市町村以外の市町村についての提示平均価額の算定をすることである。

（固定資産の価格等の修正に関する道府県知事の勧告）

第四百十九条 道府県知事は、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行なわれていないと認める場合においては、当該市町村の長に対し、固定資産課税台帳に登録された価格を修正して登録するように勧告するものとする。

2～8 「略」